

第26回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年7月17日（水）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（22人）

農業委員

1番	埤田	定
2番	熊野	茂公
3番	宮内	昭壽
4番	河村	晴夫
5番	小林	勉
6番	田村	尚利
7番	出穂	真奈美
8番	鬼武	敬子
9番	繁本	武紀
10番	藤本	準一
11番	山本	忠男
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	小田	博
2番	城	俊治
3番	末岡	博
4番	國弘	久男
5番	西村	隆裕
6番	秋山	孝
7番	西岡	正信
8番	弘田	靖
9番	久保田	等
10番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員（0人）

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用
集積計画の承認について

議案第3号 下限面積（別段の面積）の設定について

報告第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告第2号 非農地証明について

報告第3号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第26回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、7番 出穂 真奈美 委員、8番 鬼武 敬子 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、2件でございます。

それでは、番号1からご説明申し上げます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、小周防地内の周防公民館の北西約1.6kmに位置する田1筆で面積が1,069㎡の自作地です。申請の事由ですが、譲渡人は高齢となり当該農地の維持管理が負担になり譲渡先を探していたところ、余力があり農業経営の規模拡大を考えていた譲受人が取得を受諾、双方の希望が合致しこの度申請に至ったものです。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後は現在耕作中の農地と合わせて効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件

は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 鬼武委員、補足説明をお願いします。

8 番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございせんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第 1 号の番号 2 に入ります前に、城 委員につきましては、本件事案が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定による「議事参与の制限」の関係があるため、一時退席をお願いします。

(城 委員 退席)

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 2 についてご説明申し上げます。

申請のあった土地は、三輪地内の光市役所大和支所から西南約 1.7 km に位置する畑 1 筆で面積が 427 m²の自作地です。申請の事由ですが、当該農地の維持管理が負担となり譲渡先を探していた譲渡人と、余力があり農業経営の規模拡大を考えていた譲受人双方の希望が合致しこの度申請に至ったものです。

では、農地法第 3 条第 2 項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号の「全部効率利用要件」についてですが、農地は、住いから近距離にあり、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後は現在耕作中の農地と合わせて効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第 2 号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第 3 号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はございません。

続いて第 4 号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第 5 号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である 30 アールは十分満たしており問題ありません。

続いて第 6 号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第 7 号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと

考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 山本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

山本委員、補足説明をお願いします。

11 番

特にございません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号の番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。ここで、城 委員に入室していただきます。

(城 委員 入室、着席)

城 委員に報告します。議案第1号の番号2は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第2号の説明をお願いします。

事務局

それではつづきまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。
別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

令和元年度 3 号です。新規が 1 件、2 筆で面積は 3,165 m²のみです。
合計も 1 件、2 筆で 3,165 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

（なしの声）

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして議案第 3 号「下限面積(別段の面積)の設定について」です。
議案では 1 ページですが、別紙をお付けしておりますのでそちらをご覧ください。

本件については、毎年、設定または修正の必要性を検討し、総会等で審議することとなっており、例年 7 月に上程しているところです。

今年度につきましても、市内の営農環境に特段の変化もないことから変更せず、30 アールで提案させていただきたいと思います。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

（なしの声）

ないようですので採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして報告事項をお願いします。

事務局

それでは報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、6 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続いて報告第 2 号「非農地証明について」です。

証明願の件数は 2 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか 2 名の委員さんと、事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

続いて 報告第 3 号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

届出の件数は 1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、受理いたしました。

以上でございます。

議長

只今の報告第 1 号から第 3 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますの

で、御了解いただきたいと存じます。

以上で第26回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和元年7月17日開催の第26回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印